

# 国内外で円滑に特許権を取得するために

---

特許庁審査第一部調整課



## 1 はじめに

## 2 国内外で円滑に特許権を取得するための様々な施策

- (1) 面接審査
- (2) 事業戦略対応まとめ審査
- (3) 早期審査
- (4) 特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway: PPH)
- (5) 特許の付与円滑化に関する協力  
(Cooperation for facilitating Patent Grant: CPG) 、  
特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス)

## 1 はじめに

## 2 国内外で円滑に特許権を取得するための様々な施策

- (1) 面接審査
- (2) 事業戦略対応まとめ審査
- (3) 早期審査
- (4) 特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway: PPH)
- (5) 特許の付与円滑化に関する協力  
(Cooperation for facilitating Patent Grant: CPG) 、  
特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス)

# 1. はじめに

- ・ 経済のグローバル化に対応し、海外でも特許権を取得して国際競争力を強化することが、極めて重要に
- ・ 出願件数・審査請求件数の増加、出願内容の高度化・複雑化などに伴う、審査順番待ち期間・最終処分期間の長期化を未然に防止

➡ 国内外での円滑な特許権取得という出願人ニーズへの対応

【五庁の「一次審査通知までの期間」  
及び「最終処分期間」（2022年平均）】

|                  | 一次審査通知<br>までの期間 | 最終処分<br>期間 |
|------------------|-----------------|------------|
| JPO（日本国特許庁）      | 10.1か月          | 14.9か月     |
| USPTO（米国特許商標庁）   | 18.5か月          | 25.2か月     |
| EPO（欧州特許庁）       | 4.9か月           | 24.3か月     |
| CNIPA（中国国家知識産権局） | 13.0か月          | 16.5か月     |
| KIPO（韓国特許庁）      | 14.3か月          | 18.4か月     |

- ・ JPO の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の数値は、2022年度平均。
- ・ JPOの最終処分期間、すなわち権利化までの期間（標準審査期間）は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（出願人が補正などを行うことに起因して特許庁から再度の応答などを出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合などの、出願人に認められている手続を利用した場合を除く）。
- ・ 各国により定義が異なるため、一概に比較はできない。

## いずれもJPOへの手数料は不要

- 審査官と代理人などとの間の意思疎通を円滑化  
→ 面接審査など
- 日本国内での早期の権利取得支援  
→ 早期審査など
- 海外での適切な権利取得支援、権利取得の効率化・低コスト化  
→ 特許審査ハイウェイ、日米協働調査試行プログラム、PCT協働調査試行プログラムなど

1 はじめに

2 国内外で円滑に特許権を取得するための様々な施策

(1) 面接審査

(2) 事業戦略対応まとめ審査

(3) 早期審査

(4) 特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway: PPH)

(5) 特許の付与円滑化に関する協力

(Cooperation for facilitating Patent Grant: CPG) 、  
特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス)

## 2. (1) 面接審査

### <概要>

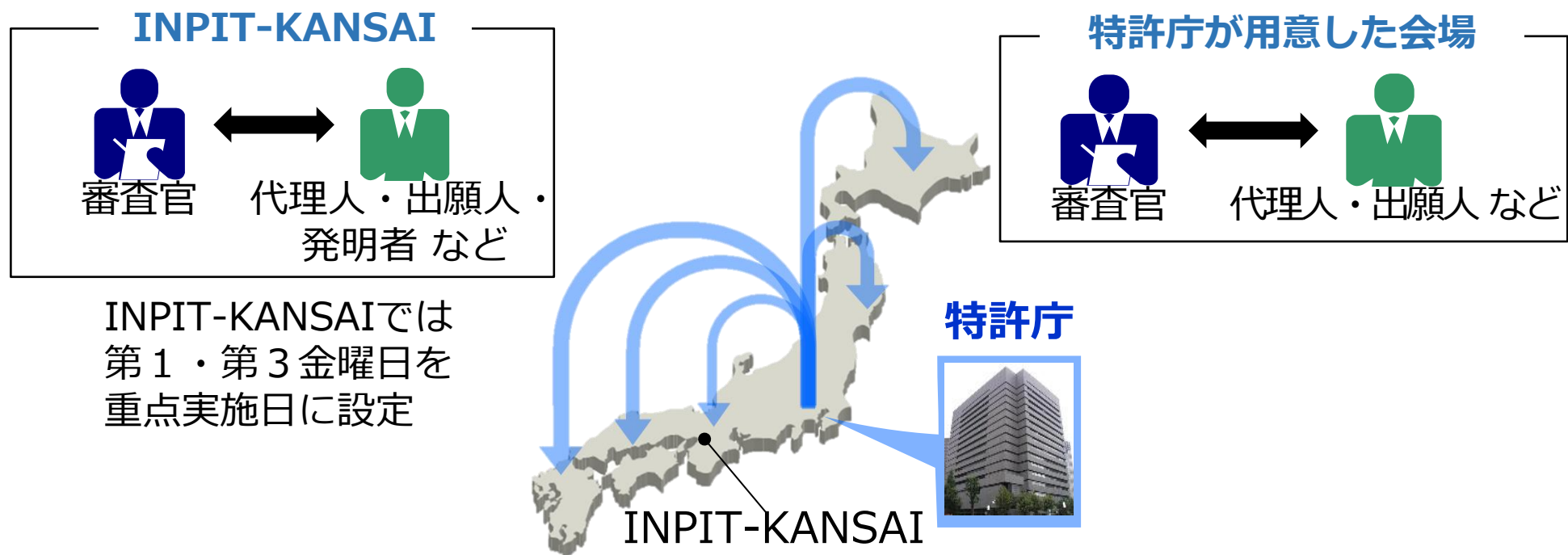
- ・ 審査官と直接対話して意思疎通を円滑化
- ・ 審査請求してから審査の手続が終了するまでいつでも要請可能（無料）

### 面接の種類

- ・ （特許庁舎内で行う）面接審査
- ・ 出張面接審査
- ・ オンライン面接審査

面接審査（2023年実績）：2,095件

## 出張面接



- ・ 出願人の所在地付近で面接を実施
- ・ オンライン面接システムでも出張面接に参加可能

**出張面接（2023年実績）：125件**

# オンライン面接



Webアプリケーションを利用した面接  
(特別なソフトウェアのインストール不要)

- 出願人所有のパソコンなどから、インターネット回線でオンライン面接審査への参加が可能。

**オンライン面接（2023年実績）：1,073件**

# 面接審査に関する手続

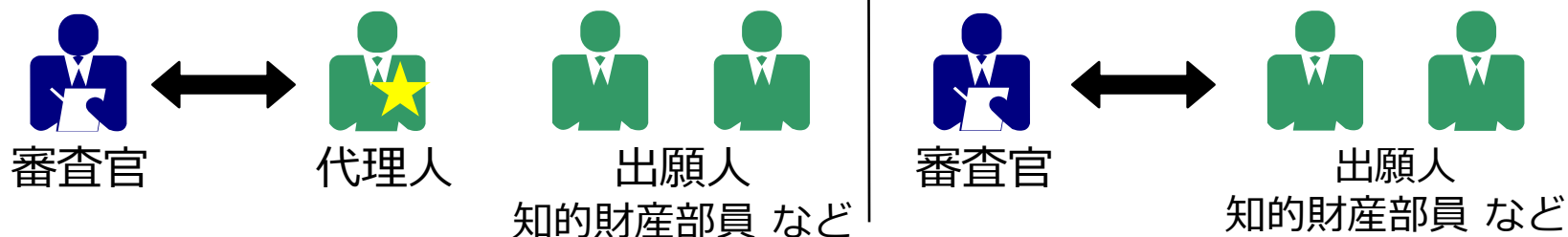
## 面接の申込み



## 面接の受諾

審査官は、原則一回は面接を受諾

## 出願人側対応者の要件



## 面接において必要となる書類など

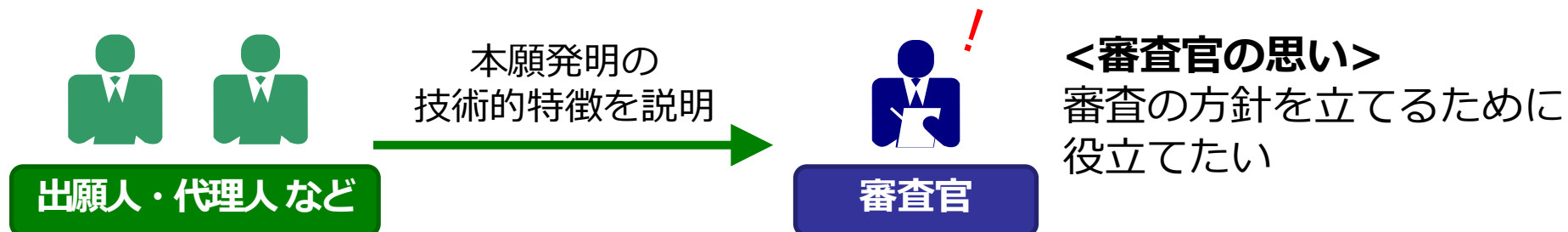
- 本願の明細書一式・先行技術を示す文献・  
面接の目的や主張したいポイントなどを記載した書類・補正案 など
- 身分証明書（本人確認書類）
- （場合により）委任状

（例）対比表

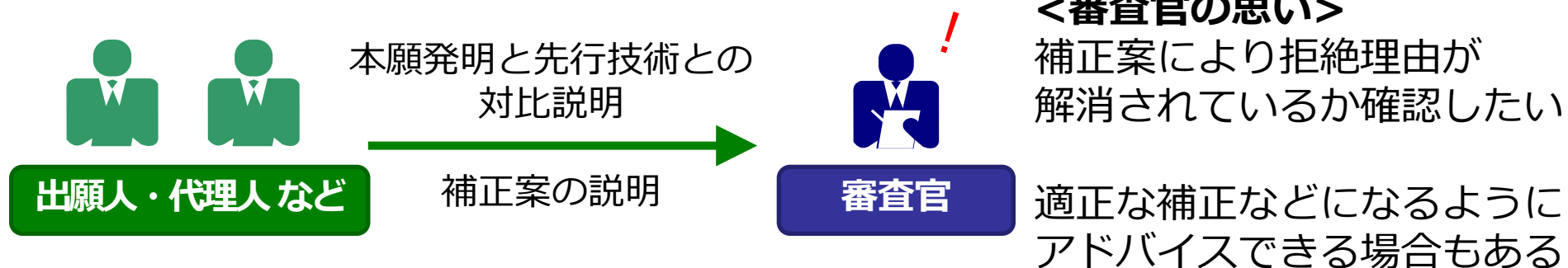
| 請求項 | 本願発明の補正案                                                                                | 引用文献 1                                               | 引用文献 2                                                                   |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1   | A. 植物油、<br>B. 水溶性塩、<br><u>C. 水溶性高分子、</u><br>D. 界面活性剤<br><br>を含有することを特徴とする乳液状皮膚化粧料       | A. 油、<br>B. 水溶性塩、<br><br>D. 界面活性剤<br><br>を含有する乳液状化粧料 | A. 油脂成分、<br>B. 塩化ナトリウム、<br><br>D. 非イオン界面活性剤<br>E. 皮膚浸透剤<br>を含有する乳液状皮膚外用剤 |
| 効果  | 乳化安定性                                                                                   | 保湿                                                   | 皮膚浸透作用                                                                   |
| 説明  | 参考資料（1）の○ページ表3においても示されるように、本願発明は、上記引用文献1又は2に記載された化粧料又は皮膚外用剤と比較して、格別に、乳化安定性の向上が図れたものである。 |                                                      |                                                                          |

## 面接の代表例

### 拒絶理由通知前の面接



### 拒絶理由通知後の面接



### 審査官の審査手法（大前提）

審査対象→本願の「**特許請求の範囲**」に記載された発明

### よくある失敗例

本願の「発明の詳細な説明」に記載された事項に基づいて対比を行う

本願明細書の記載に基づかない事項について説明を行う

「本願発明の構成要素から生じる効果」ではなく、単に「効果」のみを主張する

1 はじめに

2 国内外で円滑に特許権を取得するための様々な施策

(1) 面接審査

(2) 事業戦略対応まとめ審査

(3) 早期審査

(4) 特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway: PPH)

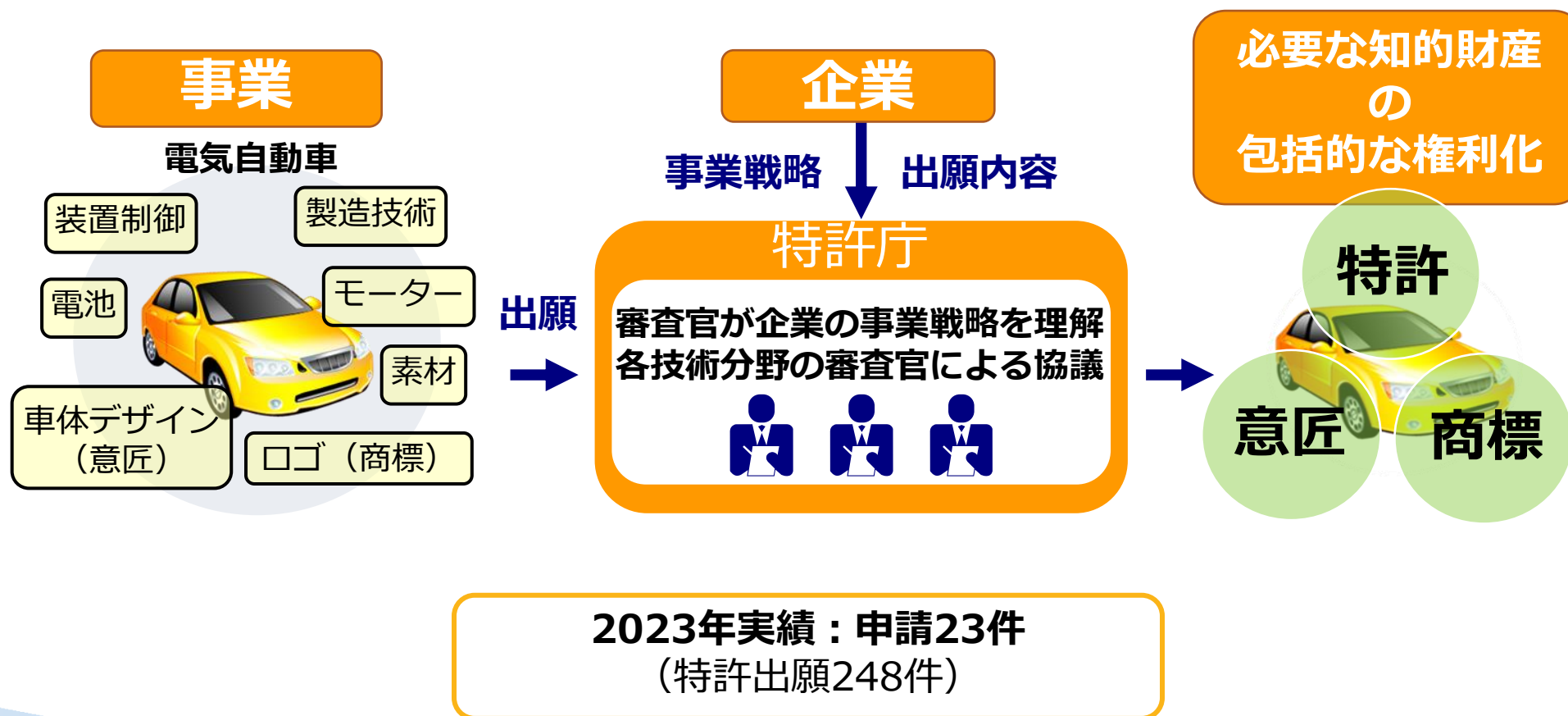
(5) 特許の付与円滑化に関する協力

(Cooperation for facilitating Patent Grant: CPG) 、  
特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス)

## 2. (2) 事業戦略対応まとめ審査

### <概要>

- 事業戦略に関連する知的財産（特許・意匠・商標）を  
分野横断的に、必要なタイミングで権利化 ⇒ 企業の事業展開を支援



## 2. (2) 事業戦略対応まとめ審査

- 令和4年7月に「事業戦略対応まとめ審査ガイドライン」を改訂し、  
事業戦略対応まとめ審査がより活用しやすくなりました。

### 主な改訂のポイント

- (1) 事業説明や面接は、**対面・オンラインどちらも可能**であることを明確化。※従来は、オンラインで実施できることの記載無し。
- (2) 出願群に**少なくとも1件の特許出願**が含まれれば申請可能。



- (3) 出願群は**着手済み案件**を含めることが可能。  
※従来は、原則審査着手前の出願であることが要件。



- (4) 早期の審査着手を希望する場合でも、**特許出願・意匠登録出願**について、  
各出願における**早期審査の申請（早期審査に関する事情説明書の提出）は不要**。



※商標登録出願については引き続き全件早期審査の申請が必要。

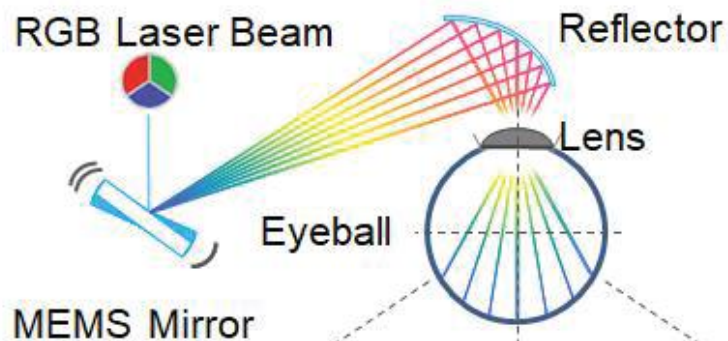
# 事業戦略対応まとめ審査の活用事例 1 (株) QDレーザ

- ロービジョンエイドのための網膜走査型画像投影装置（補視器）について、特許12件、意匠1件、商標2件を事業戦略対応まとめ審査の対象に
- 特許、意匠、商標全てを権利化

VISIRIUM® Technology

－光で網膜に映像を描き出す技術－

権利化商標の1つ



特許①

光学系  
網膜に良質な画  
像を投影



特許②

アイトラッキング  
視線に追従

特許③

検眼・検査  
装着者にカスタマイズ

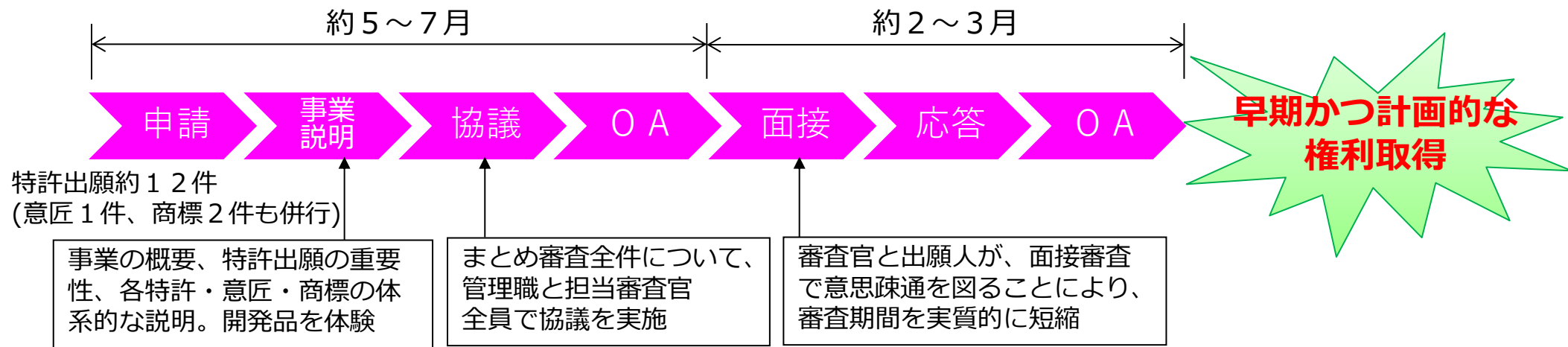
HDMI input



Non-Axial Symmetry Compact Optics

# 事業戦略対応まとめ審査の活用事例 1 (株) QDレーザ

## ●申請から権利化までの流れ



## ●事業戦略対応まとめ審査のメリット (出願人より)

- 審査前の事業説明で、事業戦略や対象とする市場などの背景と、それに貢献できる新規技術であることを審査官に理解してもらうことにより、**良質な審査、権利化**につながった。
- 類似技術の複数の出願を、まとめて審査と面接を行うことにより、**発明の意図を正しく反映した権利化を効率的に行うことができた。**
- 面接審査で複数の審査官と接することにより、理解を深めた有意義な対応ができた。また、面接審査の会場が自社の近くだったことから、とても効率が良かった。
- 早期権利化の効果もあり、最短で出願から6か月で登録査定とすることができ、**市場参入前に、一定の特許ポートフォリオを構築**することができた。

## 事業戦略対応まとめ審査の活用事例2 オムロン ヘルスケア（株）

- ウェアラブル血圧計に関する6件の特許出願が事業戦略対応まとめ審査の対象に
- 申請した特許出願を全て権利化



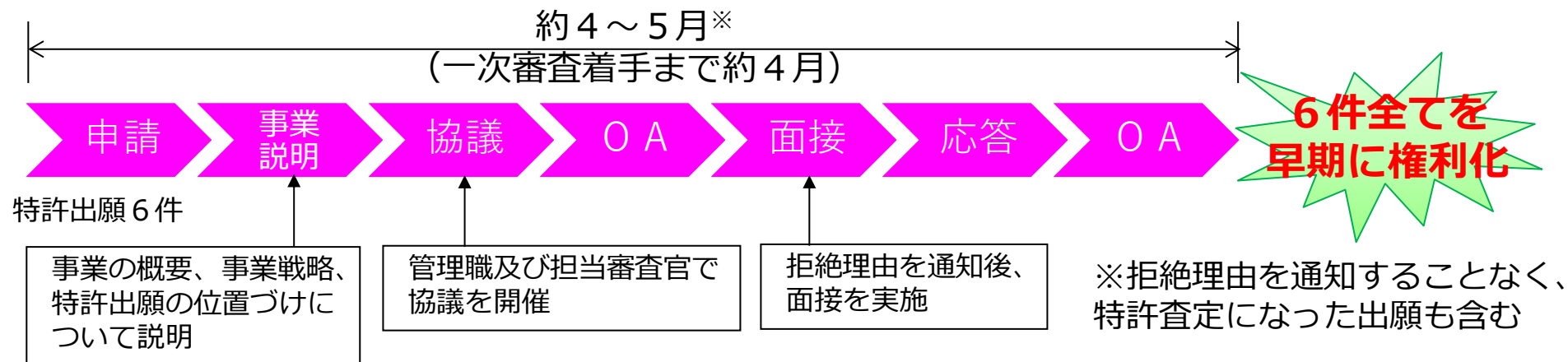
- ✓ 携帯性・装着容易性の維持
- ✓ 測定精度の向上



- ✓ 被測定部を圧迫するための加圧部を、バックルの内部空間に配置
- ✓ 加圧ムラが出ないような加圧部のレイアウト
- ✓ 測定時に、血圧計が心臓と同じ高さに位置するように、表示部を腕の内側にも配置

## 事業戦略対応まとめ審査の活用事例 2 オムロン ヘルスケア（株）

### ●申請から権利化までの流れ



### ●事業戦略対応まとめ審査のメリット（出願人より）

- 事業説明会では、事業企画部門とともに発明に関わる商品戦略の説明ができ、**事業部門に対し特許マインドの醸成**ができた。
- 関連する複数の出願について、面接の場において**複数の審査官に同時に**発明とその関連性の説明ができ、**発明の理解促進と共に均質性の高い審査**を受けることができた。
- 商品に関連する複数の発明が、**早期にまとめて特許査定を得た**ことで、対応する外国出願に対し、**日本の審査結果を用いた PPH を活用**できた。

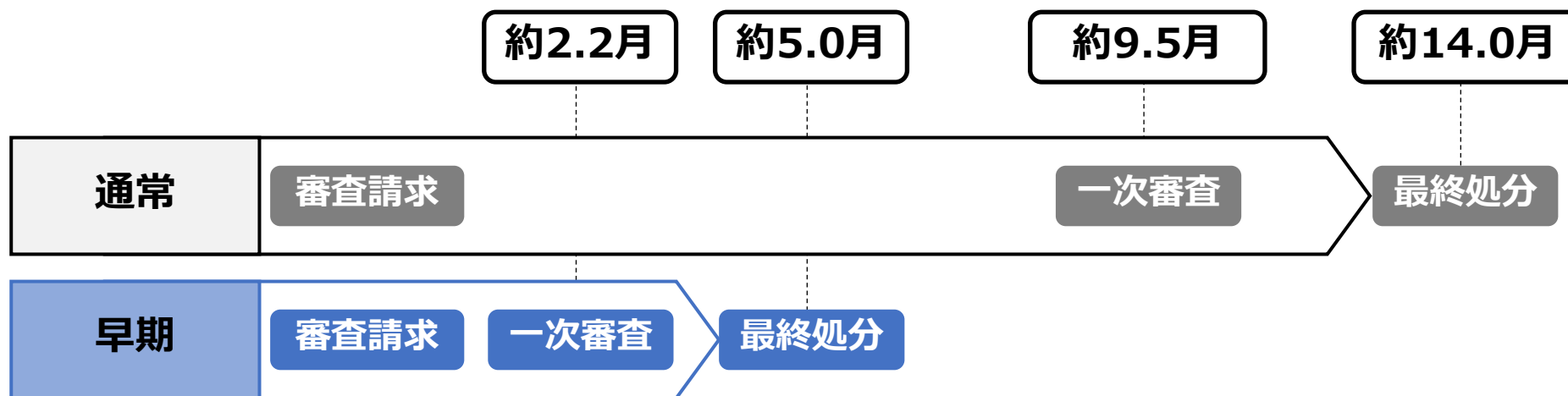
## 1 はじめに

## 2 国内外で円滑に特許権を取得するための様々な施策

- (1) 面接審査
- (2) 事業戦略対応まとめ審査
- (3) 早期審査
- (4) 特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway: PPH)
- (5) 特許の付与円滑化に関する協力  
(Cooperation for facilitating Patent Grant: CPG) 、  
特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス)

## 2. (3) 早期審査

2023年の実績（平均）



### <対象>

- 中小企業、個人、大学による出願
- 外国関連出願
- 実施関連出願 など

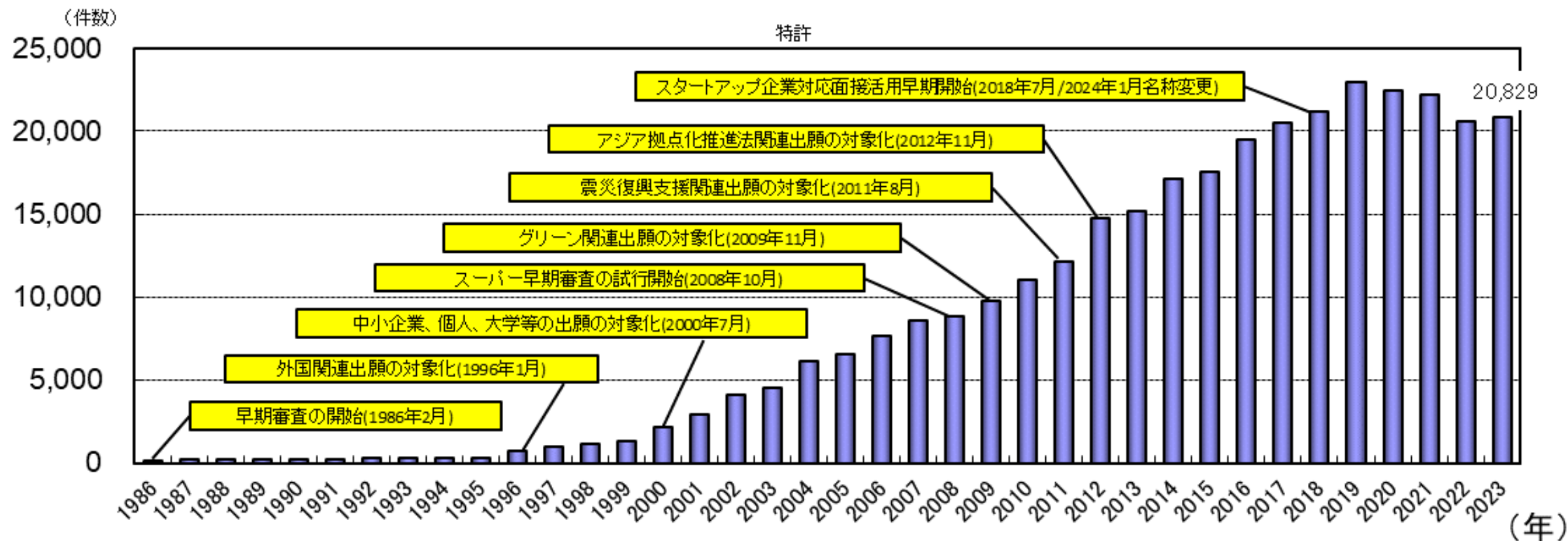
### <申請手続>

- 出願人又は代理人が申請  
(第三者は申請不可)
- 手数料は不要
- 「早期審査に関する事情説明書」を提出

申請件数：20,829件（2023年）

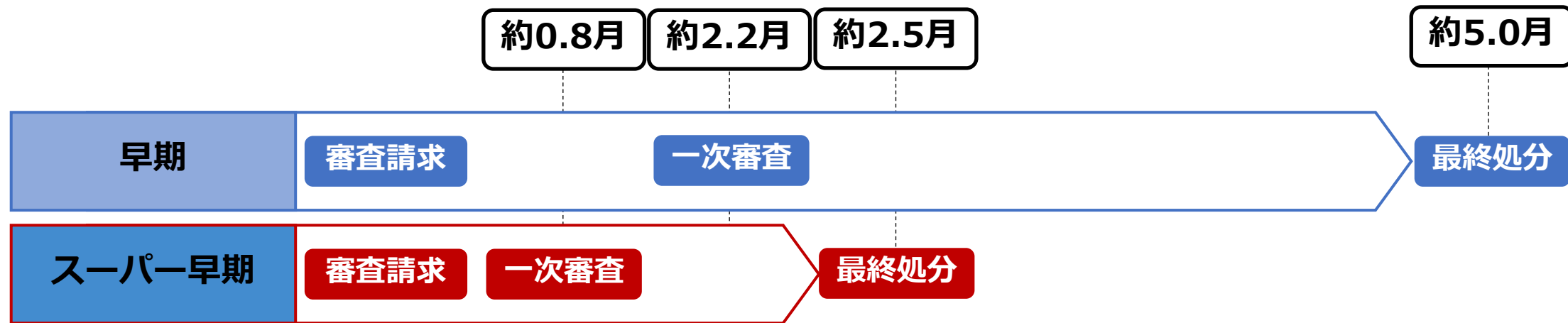
## 2. (3) 早期審査

### ＜早期審査の申請件数＞



# スーパー早期審査

2023年の実績（平均）



<対象>

- 「実施関連出願」かつ「外国関連出願」かつ  
申請前4週間以降になされたすべての手続をオンライン手続とする出願

<申請から一次審査までの待ち期間>

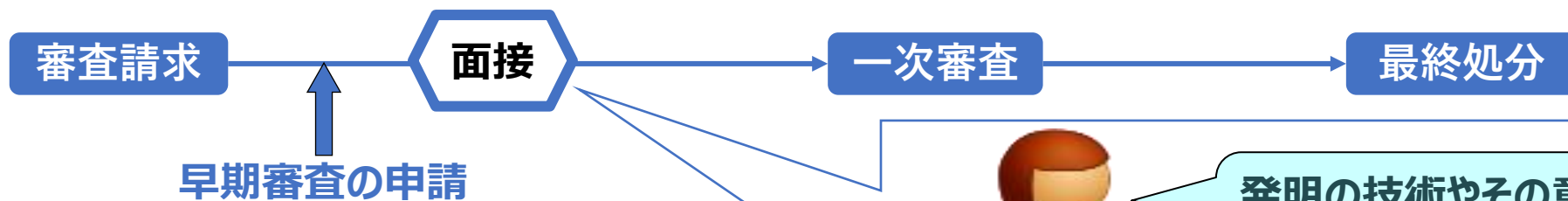
- 通常の国内出願 → 申請の日から1か月以内
- DO出願 → 申請の日（又は書類電子化日安日）から2か月以内

申請件数：1,224件（2023年）

# スタートアップ企業対応 面接活用早期審査

## <概要>

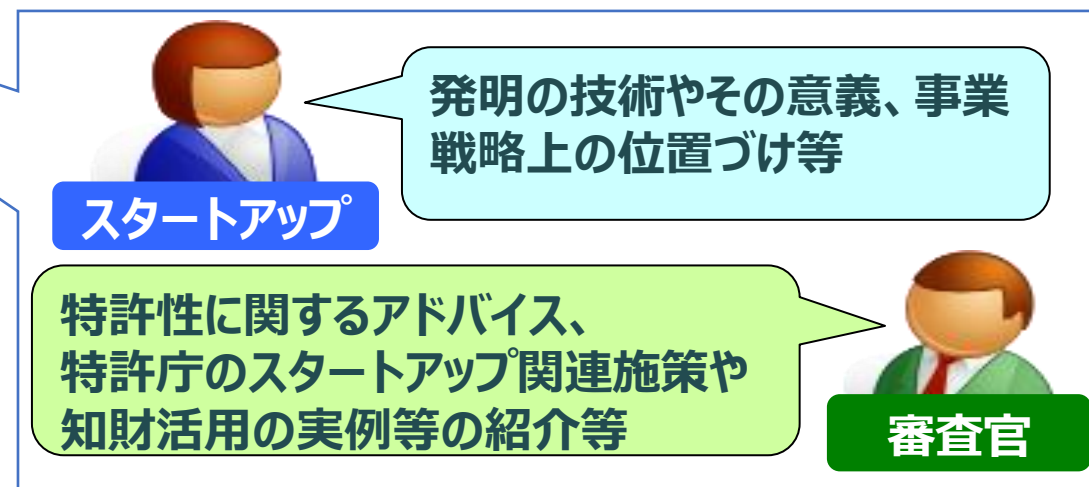
- 一次審査結果通知前に面接を実施 ⇒ 戦略的な特許権の取得
- 早期審査のスピードで対応



## <要件>

- スタートアップ企業による出願
- 実施関連出願\*

\*実施とは2年以内に実施予定の場合等を含む



※ 「スタートアップに対するプッシュ型支援（P A S S）」に基づく特許庁からの連絡を受けた出願人は、「早期審査に関する事情説明書」の提出が不要。利用の希望を特許庁側に電話で伝える等の簡易的な手続により面接活用早期審査の利用が可能。

## ＜概要＞

- スタートアップ企業に対して、スーパー早期審査の要件を緩和

## ＜スーパー早期審査の要件＞

|             | 実施関連出願* | 外国関連出願 | オンライン手続 |
|-------------|---------|--------|---------|
| スタートアップ企業対応 | 必須      | 不要     | 必須      |
| それ以外        | 必須      | 必須     | 必須      |

\*実施とは2年以内に実施予定の場合等を含む

# 震災復興支援早期審査・早期審理について

## <概要>

- 震災により被災された企業等の知財を活用した復興を支援するため、早期審査・早期審理の対象を拡大

## <対象となる出願・審判事件>

- (1) 特定被災地域に住所又は居所を有し、地震※に起因した被害を受けた者による出願又は拒絶査定不服審判
- (2) 法人の特定被災地域にある事業所等が地震※に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所と関連する出願又は拒絶査定不服審判

### ※適用される地震（2024年1月4日現在）

平成23年東日本大震災  
平成26年長野県北部地震  
平成28年熊本地震  
平成28年鳥取県中部地震  
平成30年大阪府北部を震源とする地震  
平成30年北海道胆振東部地震  
令和 6年能登半島地震

1 はじめに

2 国内外で円滑に特許権を取得するための様々な施策

(1) 面接審査

(2) 事業戦略対応まとめ審査

(3) 早期審査

(4) 特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway: PPH)

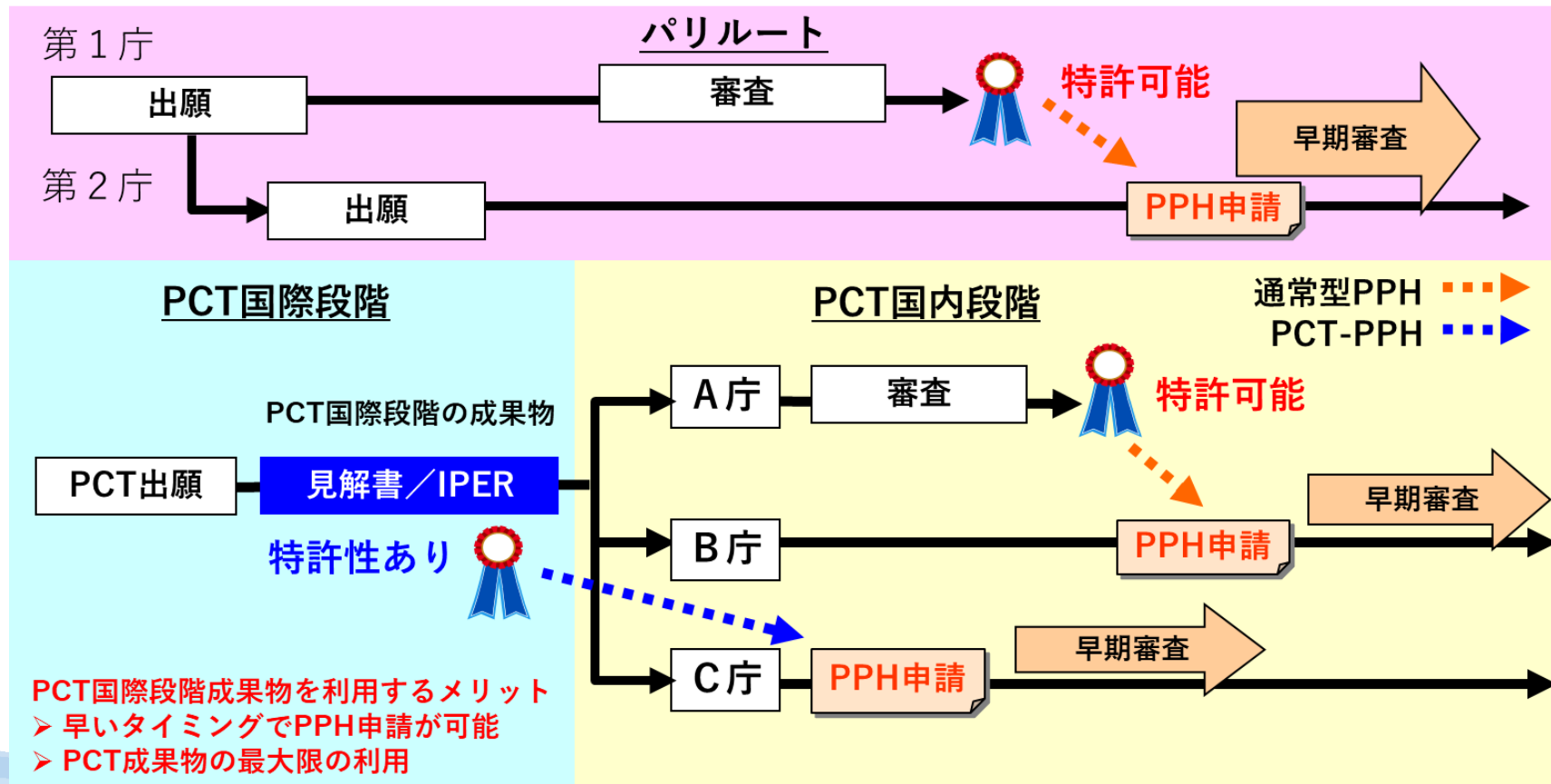
(5) 特許の付与円滑化に関する協力

(Cooperation for facilitating Patent Grant: CPG) 、  
特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス)

## 2. (4) 特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway)

### <概要>

- ある庁又はPCT国際段階で特許可能との判断がなされた出願は、出願人の申請により、他庁において早期審査を受けることができる。
- 他庁における安定した強い特許権の早期取得を支援。



## 2. (4) 特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway)

### <PPHの使い方・現況>

- 審査待ち期間「**短縮**」（例：通常の出願に比べ、約**74%短縮**（米国））  
特許率「**向上**」（例：通常出願 約**81%** ⇒ PPH 約**89%**（米国））
- 日本起点のPPHを活用することで、グローバルポートフォリオを迅速に構築。
- 2021年にフランスと**世界で初めて**PPHを開始。

### 世界最速・最高品質の 特許審査



PPH申請:44庁  
(2024年8月時点)



### ユーザーの声

- PPHにより中国で早期に権利化し、模倣品対策に活用していく。
- アジア市場を目指す製品について、PPHによりアジアで早期権利化。

### グローバルポートフォリオの 迅速な構築



## 2. (4) 特許審査ハイウェイ (PPH)

### ・ 海外特許庁への申請 <要件及び提出書類>

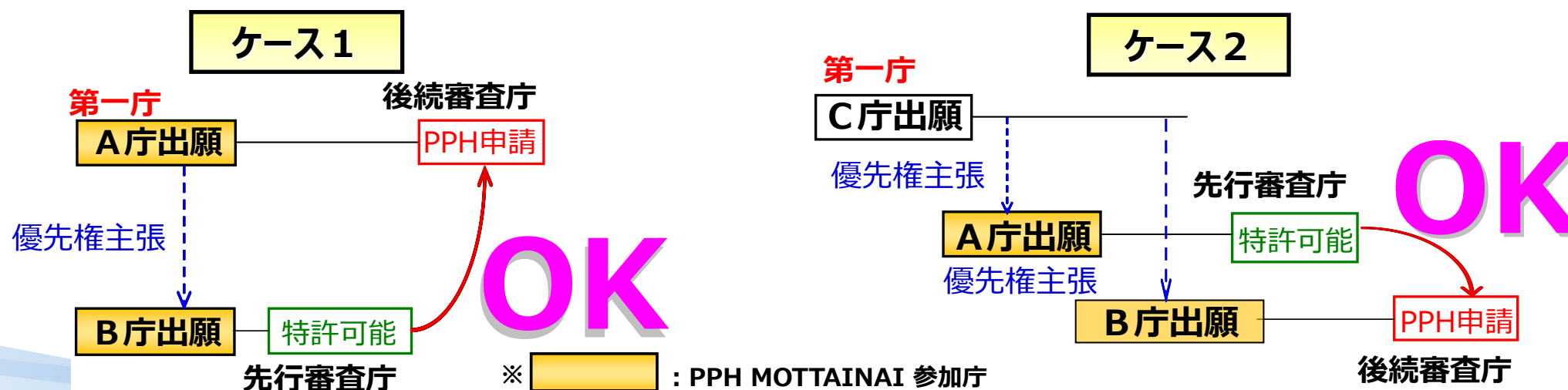
|      |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要件   | 通常型PPH  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① PPHの申請を行う出願が、第一庁出願に基づいてパリ条約上の優先権を主張している・優先日又は出願日のうち、最先の日付が同一であるなど特定の関係にある。</li> <li>② PPHの申請の基礎となる出願が、特許可能と判断された1又は複数の請求項を有する。</li> <li>③ PPHの申請を行う出願のすべての請求項が、PPHの申請の基礎となる出願の特許可能と判断された請求項のいずれかと十分に対応している。</li> <li>④ PPHの申請を行う出願が審査着手される前である*。<span style="float: right;">(*当該要件を課していない庁もあります)</span></li> </ul>                    |
|      | PCT-PPH | <ul style="list-style-type: none"> <li>① PCT-PPHの申請を行う出願が、国際出願の国内移行出願であるなど、国際出願と特定の関係にある。</li> <li>② 国際調査機関の見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関の見解書(WO/IPEA)又は国際予備審査報告(IPER)のうち最新の書類において、特許性有りと示された請求項が存在する。</li> <li>③ PCT-PPHの申請を行う出願のすべての請求項が、上記書類において特許性有りと示された請求項と十分に対応している。</li> <li>④ PCT-PPHの申請を行う出願が、審査着手される前である*。<span style="float: right;">(*当該要件を課していない庁もあります)</span></li> </ul> |
| 提出書類 | 通常型PPH  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特許可能と判断された請求項の写し*と、その翻訳文*</li> <li>② PPHの申請の基礎となる出願のすべてのオフィスアクションの写し*と、その翻訳文*</li> <li>③ 引用文献*</li> <li>④ 請求項対応表<span style="float: right;">(*省略可能な場合もあります)</span></li> </ul>                                                                                                                                                         |
|      | PCT-PPH | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特許可能と判断された請求項の写し*と、その翻訳文*</li> <li>② PCT-PPHの申請の基礎となるWO/ISA、WO/IPEA又はIPER*と、その翻訳文*</li> <li>③ 引用文献*</li> <li>④ 請求項対応表<span style="float: right;">(*省略可能な場合もあります)</span></li> </ul>                                                                                                                                                    |

## 2. (4) 特許審査ハイウェイ (PPH)

### <申請要件を緩和したPPH MOTTAINAI>

- 通常型PPHでは、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）の審査結果に基づくPPH申請のみしか認められていなかったが、申請要件を緩和した PPH MOTTAINAI では、出願人がどの庁に最先に特許出願をしたかにかかわらず、参加庁による特許可能との審査結果に基づき、申請が可能。
- 日本国特許庁とPPHを実施している44庁のうち、ヴィシェグラーード特許機構、タイ、ベトナム、北欧特許庁を除く40庁に対して利用可能（2024年8月時点）。

### PPH MOTTAINAI によりPPH申請が可能となるケース

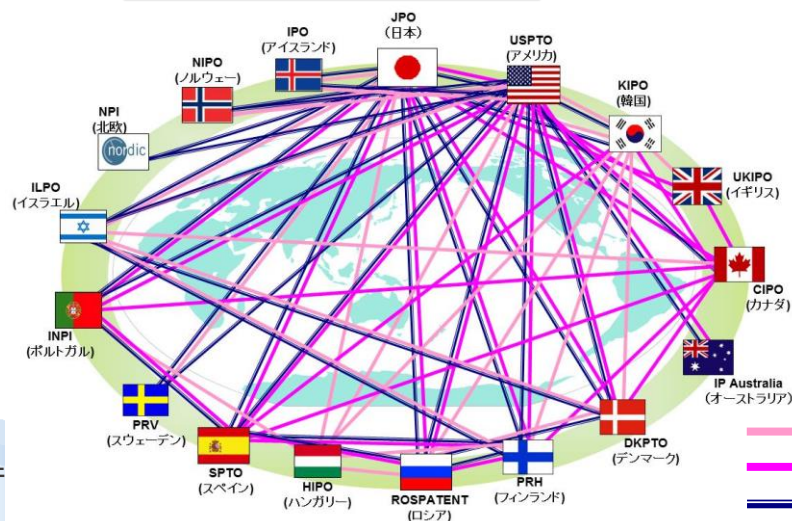


## 2. (4) 特許審査ハイウェイ (PPH)

### <グローバル特許審査ハイウェイ (Global PPH) >

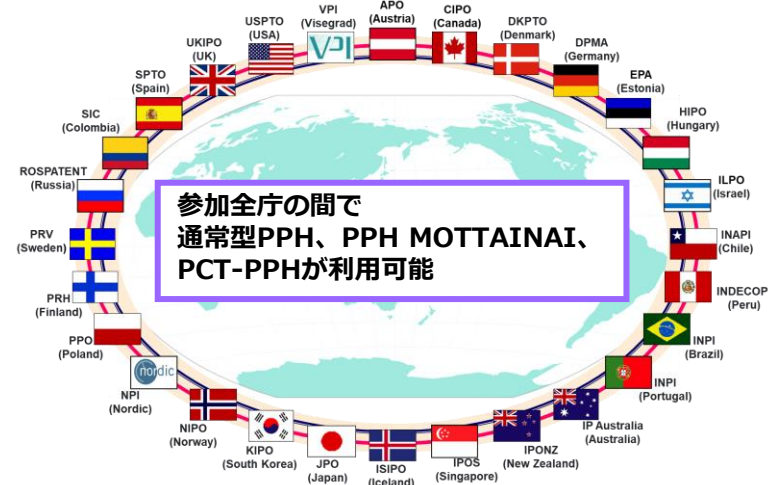
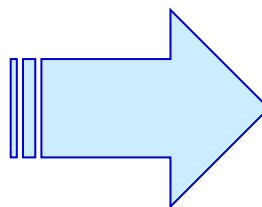
- 2014年1月6日より、利用可能なPPHを共通化した、多数国間の枠組み「グローバル特許審査ハイウェイ」(Global PPH)を開始。
- これまでは、個別の二庁間の合意内容により各庁で利用可能なPPHの種類(通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPH)が異なり、出願人にとってわかりにくかったが、Global PPH参加庁の間ではすべてのPPHが利用可能となり利便性が向上。
- 日本を含む28か国・地域が参加。
  - 日本、米国、韓国、英国、デンマーク、フィンランド、ロシア、ハンガリー、カナダ、スペイン、スウェーデン、北欧特許庁、ノルウェー、アイスランド、イスラエル、ポルトガル、オーストラリア、オーストリア、シンガポール、ドイツ、エストニア、ポーランド、ニュージーランド、コロンビア、ヴィシェグラード特許機構、ペルー、チリ、ブラジル

### Global PPH 開始前



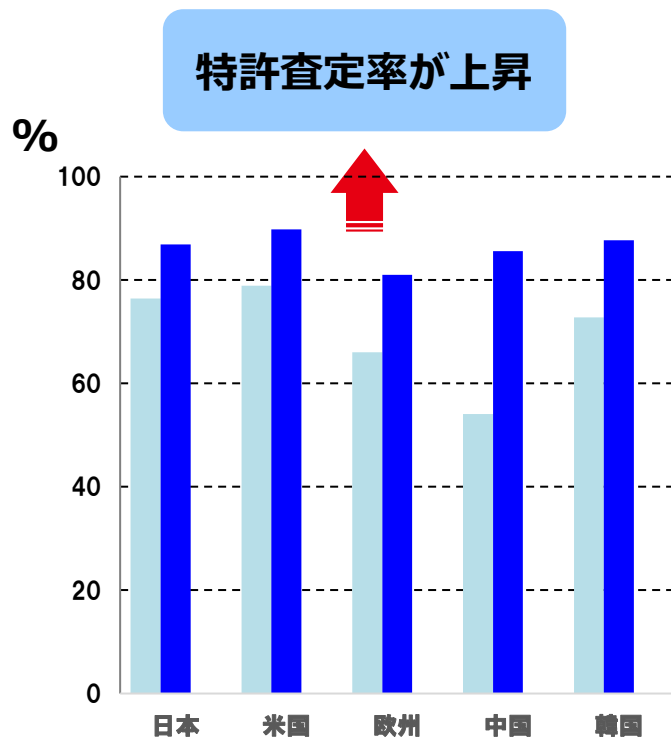
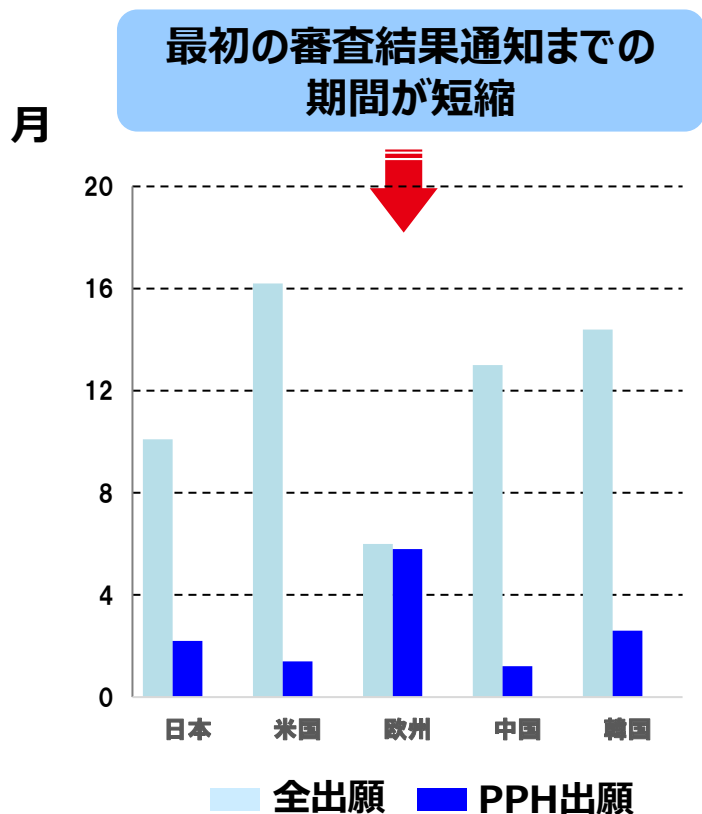
### Global PPH 開始後

(2014年1月6日～、参加庁については2024年8月現在)

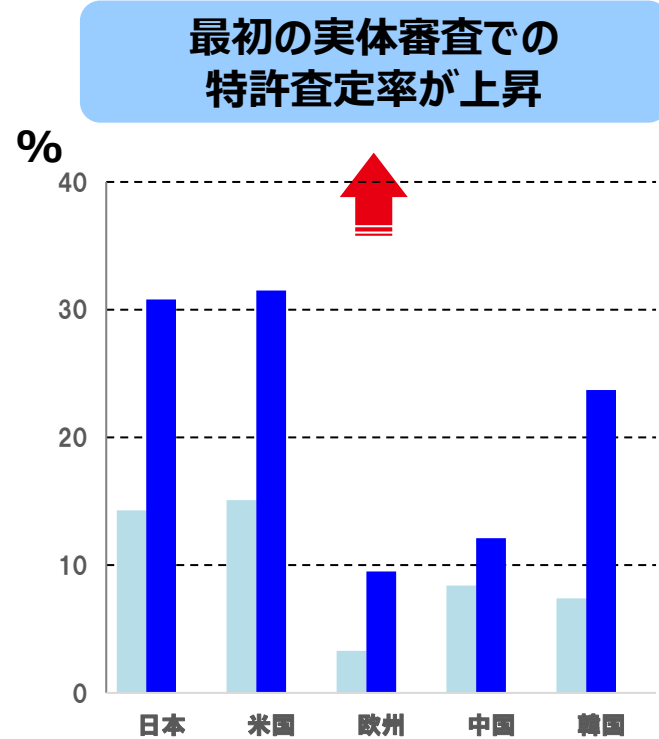


## 2. (4) 特許審査ハイウェイ (PPH)

### <PPHのメリット>



(集計期間：2022年1月～12月)



※期間は目安であり、この期間内に処理が行われることを保証するものではありません。

出典：IP5 PPH metrics 2022 (<https://www.fiveipoffices.org/activities/ws/ip5pph>)

## 2. (4) 特許審査ハイウェイ (PPH)

### <PPHポータルでの情報発信>

- 日本国特許庁が運営するPPHポータルでは、PPH申請の検討に役立つ情報を発信しています。

#### PPH実施庁の一覧

PPHネットワーク

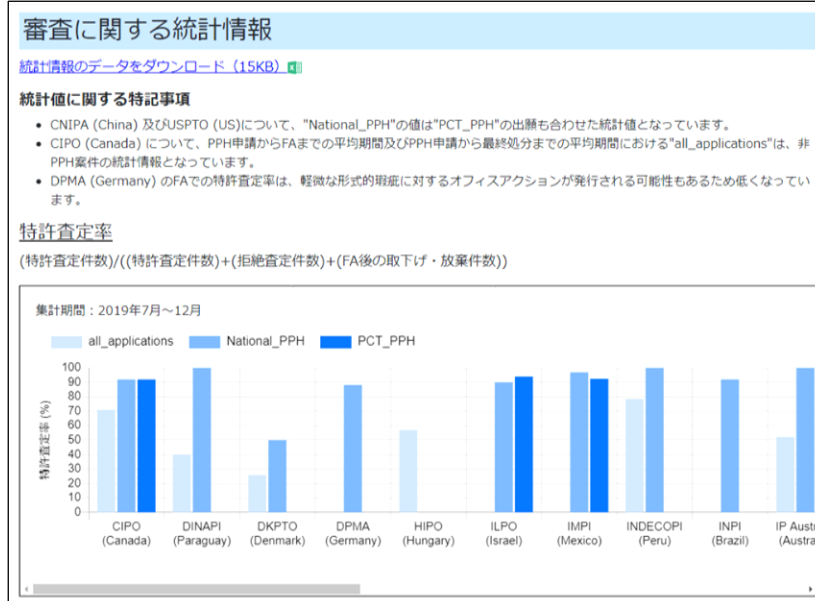
PPH実施庁

2006年にJPO (Japan)とUSPTO (USA)との間でPPHの試行が開始されて以来、PPH実施庁の数は増え続けており、現在は54の庁がPPHを実施しています。

Global PPH参加庁



#### 各種統計情報



#### 各庁のHPへのリンク

#### リンク

#### 知財庁の関連情報

- APO (Austria)**  
[PPHのページ](#) [英語](#) [ドイツ語](#)
- CIPO (Canada)**  
[PPHのページ](#) [ドシエアクセスシステム](#)
- CNIPA (China)**  
[PPHのページ](#) [中国特許照会システム \(ドシエアクセスシステム\)](#)
- CNR (El Salvador)**  
[CNRのトップページ](#)
- DGIP (Indonesia)**  
[PPHの申請フォームのページ](#)
- DIGERPI (Panama)**  
[DIGERPIのトップページ](#)
- DINAPI (Paraguay)**  
[DINAPIのトップページ](#)
- DIP (Thailand)**  
[PPHのページ](#)

<https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/>

## 1 はじめに

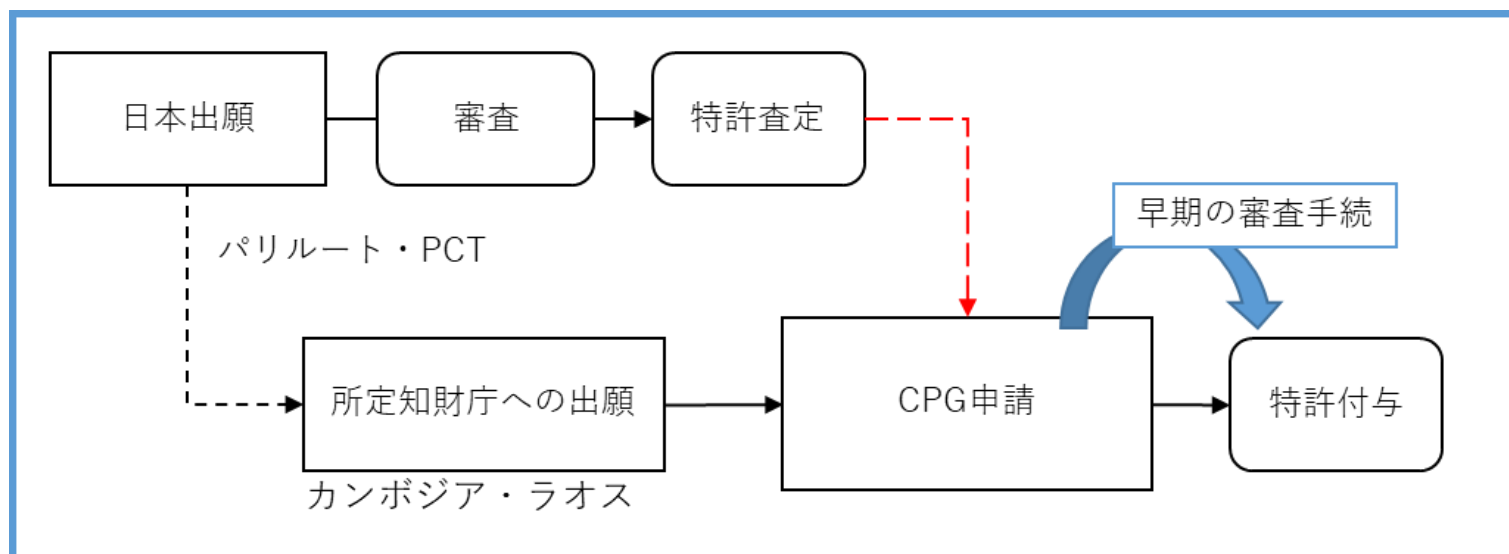
## 2 国内外で円滑に特許権を取得するための様々な施策

- (1) 面接審査
- (2) 事業戦略対応まとめ審査
- (3) 早期審査
- (4) 特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway: PPH)
- (5) 特許の付与円滑化に関する協力  
(Cooperation for facilitating Patent Grant: CPG) 、  
特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス)

## 2. (5) CPG、PPHプラス

### <CPGの概要>

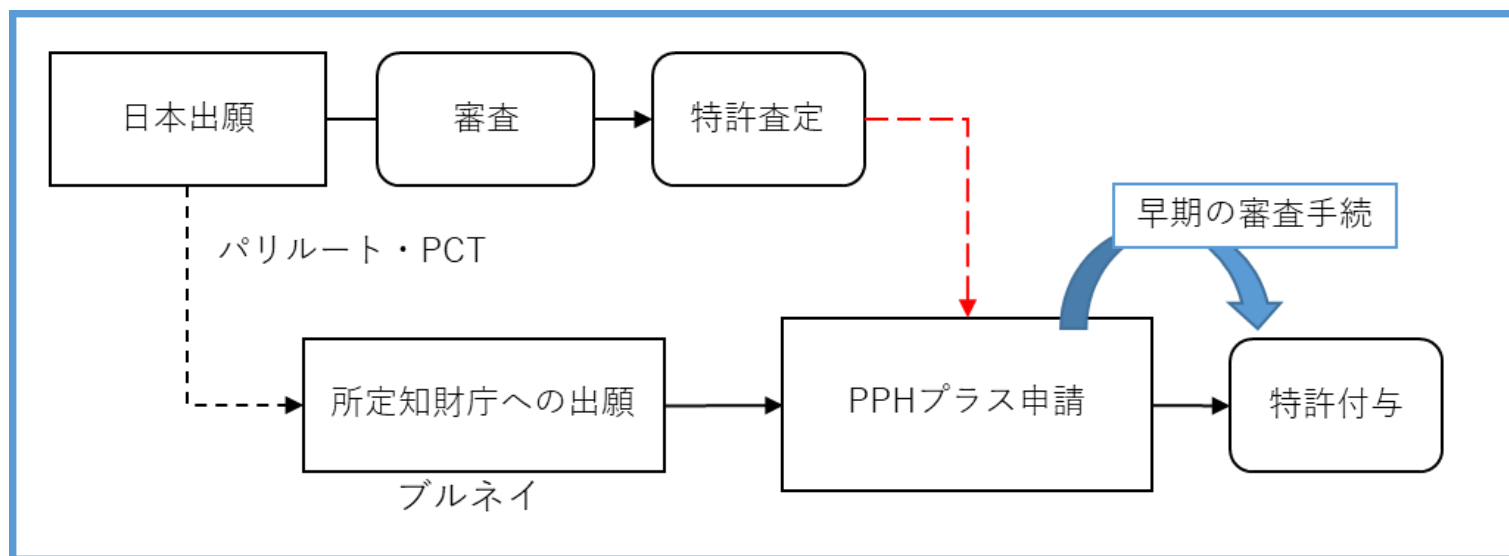
- 日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、**カンボジア、ラオス**で実質的に**無審査で特許が付与される**枠組み。
- カンボジア、ラオスにおける早期権利取得を支援。



## 2. (5) CPG、PPHプラス

### <PPHプラスの概要>

- 日本で審査を経て特許となった出願と同内容の出願について、出願人からの申請により、**ブルネイ**で日本の**審査結果を活用して早期に特許が付与される**枠組み。
- ブルネイにおける早期権利取得を支援。



## 2. (5) CPG、PPHプラス

- 申請要件（例：カンボジアへCPG申請するケース）
  - (a) CPG申請するカンボジア特許出願と、優先日あるいは出願日のうち最先の日付が同一である日本出願（以下「対応JPO特許出願」という）が存在すること。
  - (b) 対応JPO特許出願がJPOにより特許査定されていること。
  - (c) CPGに基づき早期特許査定を申請するカンボジア特許出願のすべての請求項が、JPOにより特許査定された対応JPO特許出願の請求項と同じとなるよう、必要に応じて補正されていること。

## 2. (5) CPG、PPHプラス

### ・CPG申請に必要な提出書類

|       |                                                                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カンボジア | 申請書とともに、(a)～(c)を提出。<br>(a) 対応JPO特許出願の特許公報の写し、及びその特許公報についての証明書（特許法186条に基づく請求によりJPOから交付された証明書）<br>(b) 特許公報に記載された特許請求の範囲及び明細書の英語翻訳文及びクメール語翻訳文<br>(c) 請求項対応表 |
| ラオス   | (a) 申請書<br>(b) JPOにより交付された特許証の写し<br>(c) 特許公報に記載された特許請求の範囲及び明細書の英語翻訳文及びラオス語翻訳文                                                                            |

□ 詳細については、特許庁HPのガイドラインを参照して下さい。

カンボジア : [https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/document/cpg/guideline\\_khm\\_j.pdf](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/document/cpg/guideline_khm_j.pdf)

ラオス : [https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/document/cpg/guideline\\_lao\\_j.pdf](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/document/cpg/guideline_lao_j.pdf)

## 2. (5) CPG、PPHプラス

- PPHプラス申請に必要な提出書類

|             |                                                                            |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <b>ブルネイ</b> | PPHプラス申請フォーム<br>(ガイドライン別紙2、ブルネイ特許令第29(2)(c)条に基づく<br>Patents Form 14と同時に提出) |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------|

- 詳細については、特許庁HPのガイドラインを参照して下さい。

[https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph\\_plus\\_guideline.html](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html)

# お問い合わせ先

- <2. (1)～2. (3) 面接、事業戦略対応まとめ審査、早期審査>
  - 特許庁 審査第一部調整課 企画調査班
  - 電話：03-3581-1101（内線3107）
  - メール：[PA2160@jpo.go.jp](mailto:PA2160@jpo.go.jp)
- <2. (4) 特許審査ハイウェイ（PPH）>
  - 特許庁 審査第一部調整課 審査企画班
  - 電話：03-3581-1101（内線3103）
  - メール：[PA2260@jpo.go.jp](mailto:PA2260@jpo.go.jp)
- <2. (5) 特許付与の円滑化に関する協力（CPG）、特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）>
  - 特許庁 総務部国際協力課 地域協力第一班
  - 電話：03-6810-7501（内線2562）
  - メール：[PA0800@jpo.go.jp](mailto:PA0800@jpo.go.jp)

ありがとうございました

---

特許庁審査第一部調整課

